

緑ヶ丘中学校いじめ防止基本方針

いじめに関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく必要がある。そうした中で、生徒が自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる「心の居場所」となる学校づくりに努める。

○学校におけるいじめ防止等に関する措置

1. 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもの主体的ないじめ防止活動をする。

- ① 子どもがいじめの問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、二者面談<年間3回:6月、11月、2月の実施等)
- ② 子どもの行動を注視する。(校内巡視、チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(学年・学校だより、電話・家庭訪問、育友会の会議等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、学校運営協議会・地域学校協働活動・校区指導委員会等関係機関との情報共有等)

3. 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるいじめに対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑤ いじめが解消した後も、当該生徒を観察するとともに保護者と継続的な連絡を行う。

○学校におけるいじめ防止等の対策のための組織づくり

学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・学年主任及び各学年の生徒指導担当）で、いじめ問題対策協議会）を立ち上げる。また、必要に応じて外部専門家を活用する。

いじめに関するわずかな兆候や懸念、生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、組織で対応する。

○重大事態への対処

【重大事態】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる）

1. 重大事態の発見と調査

① 調査を行うための組織

いじめ問題対策協議会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

② 事実関係を明確にするための調査の実施

たとえ不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合おうとする姿勢に立つ。

- ・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

- ・いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

2. 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

② 調査結果の報告

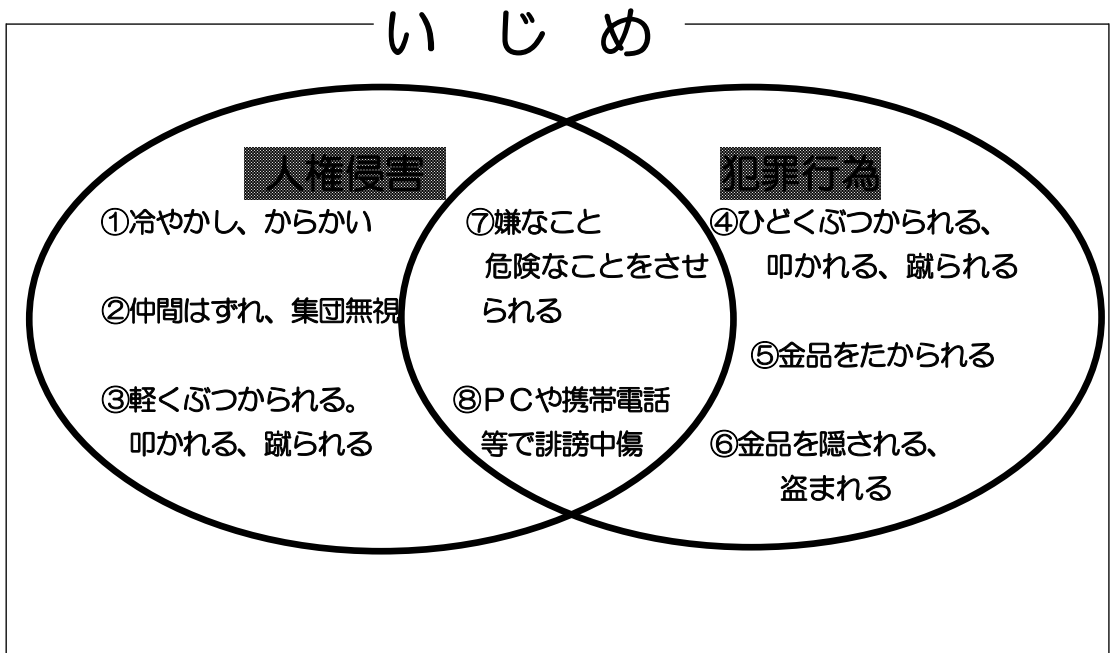
地方公共団体の長（市長）に重大事態が発生した旨を報告する。その際、必要に応じて、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

(1) いじめの定義 「いじめ防止対策推進法」より

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。



(3) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。